

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで

大学卒業後すぐに就職しなかったため、両親が年金のことを心配し、昭和 59 年に母が私の国民年金の加入手続を行い、その日に 2 年分の保険料をさかのぼって納付してくれており、年金手帳の記録は 57 年 4 月からとなっているにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録により、申立人は昭和 60 年 11 月 26 日に、59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるが、この時点において、申立期間のうち、58 年 10 月から 59 年 3 月までの保険料についても過年度納付することが可能であったにもかかわらず、これを納付せずに、保険料月額がより高い昭和 59 年度の保険料だけを納付したとは考えにくい。

2 一方、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から 58 年 9 月までの期間については、申立人は、「59 年に母が私の国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号に近接する番号の任意加入者の加入時期等から、申立人は 60 年 11 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、この時点において、当該期間の国民年金保険料については、時効により納付することができず、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張する根拠の一つとして、その所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に「昭和 57

年4月1日」と記載されていることを挙げているが、当該記録欄に記載されているのは、国民年金の被保険者となった年月日を表す加入の記録であり、納付の記録ではないことから、この記載は、57年4月からの保険料を納付していたことを示すものではない。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和57年4月から58年9月までの期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から同年12月まで

申立期間当時の国民年金保険料は、夫が夫婦二人分を一緒に、自治会を通じて納付していたにもかかわらず、私の3か月分だけが未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚後の私の国民年金保険料は、すべて夫が納付してくれた。」と主張しているところ、申立人は、結婚した昭和49年度以降、申立期間以外の保険料について、任意加入期間も含めてすべて納付しているとともに、申立人の夫は、申立期間を含め、20歳から60歳に至るまで（厚生年金保険加入期間を除く。）の保険料をすべて納付しており、しかも、53年度からは夫婦共にすべて前納であることなどを踏まえると、申立人及びその夫は、年金制度をよく理解し、納付意識は高かったと認められ、申立人の申立期間の3か月だけを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間⑤の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年4月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間⑤の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から44年2月まで  
② 昭和44年3月から同年5月まで  
③ 昭和51年1月から同年2月まで  
④ 昭和51年12月から52年2月まで  
⑤ 昭和59年4月10日から同年9月1日まで  
⑥ 昭和60年11月から同年12月まで

申立期間①、②、③、④及び⑥については、正社員として勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、申立期間⑤については、A社での被保険者期間が昭和59年9月1日からとなっているが、その年の4月10日ごろ正社員として入社している。

申立期間①から⑥までについて、厚生年金保険の被保険者でないことは納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間⑤については、雇用保険の記録により、申立人が昭和59年4月10日からA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、昭和59年6月16日に撮影されたB社C事業部見学記念の集合写真を所持しており、当時の技術課長は、「工場見学に行くのは、社員だけである。」と証言している。

さらに、当該事業所から提供された申立期間⑤前後に入社した在職中の社

員データ（新入社員 11 名及び中途採用者 10 名）によると、全員の入社日と雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日が一致していることから、当該事業所では、入社と同時に、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、昭和 59 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間⑤に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、D 厚生年金基金及び E 健康保険組合の記録によると、申立人の資格取得日は、いずれも昭和 59 年 9 月 1 日であることが確認でき、社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合が、いずれも誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間⑤に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、申立人は、F 社で荷造りの仕事をしていたと主張しているが、当該事業所は、「当時の厚生年金保険の被保険者資格取得の手続に関する資料が無い。当時の履歴書の綴りはあるが、その中に、申立人の履歴書は見当たらない。」と回答しており、申立人の当該事業所における勤務実態等について確認できない。

また、申立人は、当該事業所における雇用保険の記録も無い上、同僚からも当時の事情を聴取することができない。

- 3 申立期間②については、申立人は、G 社 H 工場の子会社として I 社の立ち上げにかかわったと主張しているが、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 44 年 6 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、当該事業所が保管する従業員名簿には、申立人の名前は無い上、申立期間②中に入社した 3 名に聴取しても、いずれも申立人を知らないと言っており、申立人の当該事業所における勤務実態等について確認できない。

さらに、申立人は、当該事業所における雇用保険の記録も無い。

- 4 申立期間③については、J 社においてテレビ部品の加工の仕事をしていたと主張しているが、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主も他界している上、同僚からも当時の事情を聴取することができず、申立人の当該事業所における勤務実態等について確認できない。

また、申立人は、当該事業所における雇用保険の記録も無い。

5 申立期間④については、申立人が名前を挙げている元同僚の証言により、申立人がK社L支店に勤務していたことは確認できるものの、勤務期間を特定できるまでの具体的な証言が得られない。

また、当該事業所の本社は、「社会保険関係資料の中に、申立人に係る届出の控えは無く、通常履歴書の綴りには、採用決定通知書も一緒に綴られているが、申立人については、L支店からファクシミリで送られた履歴書のみが綴られており、採用関係の書類は無い。」と回答しており、申立人の当該事業所における勤務実態等について確認できない。

さらに、申立人は、当該事業所における雇用保険の記録も無い。

6 申立期間⑥については、申立人は、退職する際に、年金手帳と雇用保険被保険者証の返却を受けた社名入りの封筒を所持していることから、勤務した期間は明らかではないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間⑥の前に勤務した事業所を昭和60年10月31日に離職後、同年11月11日に公共職業安定所において求職の申込みをし、同年11月20日に就職、同年11月22日に再離職した旨が記録されており、当該事業所における雇用保険の記録は無い。

また、当該事業所の本社は、「社会保険関係の届出控えに申立人の名前は見当たらず、古いデータが無いため在籍の確認も取れない。申立人が所持する社名入りの封筒については、当時のことは分からない。」と回答している。

7 このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑥における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所（現在は、A社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年3月19日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、38年10月から39年9月までは2万円、同年10月から40年9月までは2万6,000円、同年10月から41年2月までは3万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年9月1日から31年9月1日まで  
② 昭和38年10月16日から41年3月19日まで

申立期間①については、昭和30年9月1日にC社へ入社し、24時間勤務で1か月15日働いていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、A社B所の大型エンジンの組立ラインで、昭和36年9月4日から41年3月18日まで勤務し、退職後すぐにD社に入社したので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の記録によると、申立人の当該事業所における離職日が昭和41年3月18日とされていることから、申立人は、申立期間②において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録において申立人の離職日前後1年間に厚生年金保険被保険者資格を喪失している元同僚で、雇用保険の記録における離職日が判明した15人全員は、雇用保険の離職日の翌日が、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

さらに、A社の総務人事部は、「季節工や臨時工については不明であるが、正規従業員であれば厚生年金保険に加入させていたと思う。」と回答しているところ、複数の元同僚が、「申立人は、正規従業員であった。」、「申立人は、申立期間②において、継続して当該事業所のエンジン組立ラインに従事し、

勤務形態に変更は無かった。」と証言している。

加えて、申立人が所持する自動車整備技能証によると、申立人は、昭和36年2月\*日に3級自動車整備士技能検定に合格した後、申立期間②において、同検定合格から3年以上の実務経験が必要とされる2級ガソリン自動車整備士技能検定に39年8月\*日に合格し、同じくディーゼル自動車整備士技能検定に40年4月\*日に合格していることから、申立人の当該事業所における当該期間の勤務形態に変更は無かったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立人の昭和38年10月の定時決定の記録から、同年10月から39年9月までは2万円、同職種の同僚のオンライン記録から、同年10月から40年9月までは2万6,000円、同年10月から41年2月までは3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立人の資格喪失届の写しが確認できず、保険料の納付に関する資料も保管されていないことから、保険料を納付していたか不明としているが、申立期間②に行われるべき事業主による2度の健康保険厚生年金保険報酬月額算定基礎届、これに基づく定時決定及び事業主による申立てどおりの資格喪失届など、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和38年10月16日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月から41年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①について、C社の元事業主は、既に死亡している上、元同僚からは、申立人の当該期間における勤務実態について証言を得られなかった。

また、当該事業所は、E社への譲渡に伴い、昭和32年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、E社は、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保管していないと回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から51年4月まで

それまで勤務していた会社を退職する際に、「退職後は国民年金に加入した方が良い。」との説明を会社から受けており、退社後すぐにA市役所旧庁舎で国民年金への加入手続をしたのではないかと思う。

その後、保険料を納付し続けていたと思うので、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和51年5月20日に国民年金の任意被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人が同年5月ごろ国民年金の任意加入手続を行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は任意被保険者期間であり、資格取得以前の期間については、制度上保険料を納付できないところ、申立人の所持するA市役所発行の文書「国民年金手帳の送付について」（昭和51年5月21日付け）によると、任意被保険者資格を取得した同年5月分から国民年金保険料を納付するよう告知していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年5月までの期間及び9年1月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から同年5月まで  
② 平成9年1月から同年11月まで

A市の職員と思われる男性2人が、未払いとなっている国民年金保険料を自宅に集金に来たので、数か月分をまとめて支払った。

支払った金額が申立期間のすべてなのかどうか分からないが、数か月分の保険料を支払ったのは確かなので、申立期間①が未加入、申立期間②が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「市職員2人が自宅に保険料徴収に来たころには、毎月の国民年金保険料は支払っていたので、その時支払った保険料は過去の滞納していた分であったことは覚えているが、いつからいつまでの滞納分を納付したのかは分からない。」としているところ、オンライン記録によると、申立人は、平成10年4月以降の保険料をほぼ遅滞なく納付しており、12年1月11日には、過去の未納分の9年12月から10年3月までの保険料5万1,200円を、一括で現金納付していることが確認できることから、この時の保険料納付と申立期間の保険料納付とを混同していることが考えられる。

また、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月の制度導入に伴い、申立人が7年4月1日に取得した厚生年金保険手帳記号番号により付番されており、ほかに申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続について記憶していない上、納付した金額が5、6万円であったとすることを除き、納付した

時期、納付した期間、領収書の受領等、納付時の状況に関する記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、このほか申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 61 年 7 月までの期間、同年 12 月から 62 年 1 月までの期間及び平成 2 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 8 月から 61 年 7 月まで  
② 昭和 61 年 12 月から 62 年 1 月まで  
③ 平成 2 年 2 月から同年 3 月まで

昭和 60 年 7 月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行うとともに、その後の国民年金保険料はすべて納付してあるはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 60 年 7 月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 2 年 8 月 18 日に払い出されていることが確認できることから、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される平成 2 年 8 月の時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料については時効により納付することができず、申立期間③の保険料については過年度納付が可能であったものの、申立人は、「さかのぼって納付したことはない。」としている。

さらに、申立人は、「昭和 60 年 7 月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行うとともに、その後の国民年金保険料をすべて納付した。」と主張する根拠の一つとして、その所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に「昭和 60 年 8 月 1 日」と記載されていること等を挙げているが、この日付は、国民年金の被保険者資格を取得した日であり、過去にさかのぼる場合もあること

から、国民年金の加入手続日とは限らない上、この記録は、加入の記録であって納付の記録ではないことから、この記載は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示すものではない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から同年4月まで  
平成5年1月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料の納付方法や納付金額等について役所で確認し、すべて納付してあるはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成5年1月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、オンライン記録により、申立期間及び6年4月の国民年金被保険者期間の記録並びに7年9月1日の国民年金被保険者資格取得の記録について、同年10月17日に記録追加されていることが確認できることから、申立人は、2年9月10日に国民年金被保険者資格を喪失して以降、7年10月17日に至るまで、国民年金の再加入手続を行わなかったことが推認できる。

また、申立人が国民年金の再加入手続を行ったと推測される平成7年10月の時点において、上記の6年4月の国民年金保険料については過年度納付が可能であり、納付されていることが確認できるが、申立期間の保険料については時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付場所、納付金額、納付方法等について覚えていないとしている上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 21 日から 53 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 6 月 1 日にA社に入社し、53 年 6 月末日まで継続して正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、48 年 7 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされている。

これについては、当時の女性事務員から、「自分が（申立人の）厚生年金保険被保険者資格を喪失させ、厚生年金保険料について着服していた。」とする書状が届いたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主は、「申立人は、試用期間中の1、2か月で辞めていったと思う。」と証言している上、申立期間当時、当該事業所に在籍した従業員で当時の事情を聴取できた12人のうち、申立人を記憶しているとする1人は、「申立人の在籍は数か月だったと思う。」と証言しており、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

また、申立人が申立ての根拠とする、当時の女性事務員が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を着服していた旨を自ら告白し、謝罪する内容の書状（平成 22 年 4 月 17 日付け消印のほか3通）については、オンライン記録により、差出人と同姓同名の従業員が、当該事業所に当時在籍していたことは認められるものの、当該従業員は婚姻により改姓しているにもかかわらず当該書状が旧姓で差し出されていること、当該従業員は申立期間中の昭和 49 年 10 月末に退職していることなど、不合理な点が複数見受けられ、当該書状の信憑性には疑義が認められる。

さらに、当該書状は、当委員会を始めB市役所、日本年金機構に送りつけられており、いずれも差出人住所が記載されていない、又は記載された住所が実在しないことから、差出人に事情を聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 12 月 1 日から 59 年 1 月 26 日まで  
② 昭和 59 年 4 月 10 日から 60 年 8 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、A社B営業所及びC社に勤務した期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。これらの期間も給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元上司及び元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言は得られない。

また、申立人の夫のオンライン記録によると、申立人は、申立期間①の大部分を含む昭和 57 年 12 月 6 日から平成 3 年 11 月 1 日までの期間において夫の健康保険の被扶養者として認定を受けていることが確認できる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間①前後の健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていないことが確認できるとともに、申立人は、当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

加えて、当該事業所の事業主は既に死亡しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）の保存が無い上、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、雇用保険の記録及び元同僚の証言により、申立人は、当該期間のうち、昭和 59 年 4 月 10 日から同年 8 月 25 日までの期間

においてC社に勤務していたことが認められる。

しかし、上記のとおり、申立人の夫のオンライン記録によると、申立人は、申立期間②を含む昭和57年12月6日から平成3年11月1日までの期間において夫の健康保険の被扶養者として認定を受けていることが確認できる。

また、元同僚は、「事業主と厚生年金保険の適用事業所になる話をしたように思うが、結局うやむやになってしまった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

さらに、当該事業所の事業主は行方不明となっており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）の保存が無い上、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 6 月 1 日から 50 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 50 年 9 月 1 日から 53 年 3 月 30 日まで

A 大学 B 学部 二部 (夜間部) に在学した昭和 49 年 4 月から 53 年 3 月までの期間のうち、申立期間①においては C 社に勤務し、申立期間②においては D 社に勤務した。申立期間①及び②において、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が C 社の当時の事業主の氏名を記憶していると主張しているものの、申立人が元同僚であったとする者に聴取しても、申立人の当該事業所における勤務実態及び勤務期間について証言が得られない。

また、申立期間①当時から当該事業所の社会保険事務を受託している社会保険労務士は、「当時、事業主の意向により、全従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではなかった。」と証言しているとともに、オンライン記録により、申立人が元同僚であったとする者 4 名のうち、3 名は、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、当時の当該事業所では、すべての従業員を対象として厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①前後における健康保険の整理番号は、連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていないことが確認できるとともに、申立人は、当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

加えて、当該事業所は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していない上、このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人がD社と業務提携していた元請負の事業所名（E社）及びその所在地等を記憶していると主張しているものの、申立人が元同僚であったとする者に聴取しても、申立人の当該事業所における勤務実態及び勤務期間について証言が得られない。

また、申立人は、「自分はアルバイトとして勤務していた。」としているところ、当該事業所は、「現在でも、アルバイトについては、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていないので、当時も、同様の取扱いであったものと考えられる。」と回答している上、オンライン記録により、申立人が元同僚であったとする者3名は、いずれも当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとともに、他の元同僚が、「私は、2年間以上アルバイトとして勤務した。アルバイトとしての勤務期間は、厚生年金保険の被保険者資格を取得せず、正社員となってから被保険者資格を取得した。」と証言していることから、当時の当該事業所では、すべての従業員を対象として厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②前後における健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていないことが確認できるとともに、申立人は、当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

加えて、当該事業所は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していない上、このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。